

令和5年度

第31回大宜味村産業まつり出店申込書

開催日：令和6年1月20日(土)21(日)

時間：午前10時から午後17時

場所：旧大宜味小学校グラウンド

大宜味村産業まつり 出店申込書

令和 年 月 日

店名		
出店責任者名		
住所		
責任者連絡先 (携帯)		
水道	<input type="checkbox"/> 使用	<input type="checkbox"/> 不使用
火気類	<input type="checkbox"/> 使用 (消火器設置必須)	<input type="checkbox"/> 不使用
テナントサイズ	<input type="checkbox"/> 3.6m×3.6m	<input type="checkbox"/> 3.6m×7.2m

番号	品目	予定価格
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

※村産業まつり出店規約をよく読んだうえで、申込すること。

申込書以外の提出書類

※まつり開催日に参加するスタッフの保険者リスト。(全テナント出店者必須)

※簡易営業許可証 (食品等を実演販売するテナント出店者)

※露店等の開設届書 (火気類を取り扱うテナント出店者)

※テナント内配置図 (火気類を取り扱うテナント出店者)

テナント出店申込期間：令和5年11月27日(月)～令和5年12月11日(月)

※出店申込期間は厳守して頂き、郵送による申込は8日必着に限ります。

注意：応募多数の場合は、テナント出店者数の上限を会場の都合上、下記のように設け、テナント会議にて抽選をおこない出店者を確定させていただきます。

※テナント数は 3.6×7.2 の場合12店となっており、その内、水道利用可能なテナント 3.6×7.2 とし、上限を7店舗とする。3.6×3.6 のテナント申込数によってテナント数を調整します。

※テナント会議：令和5年12月12日(火)午後6時～

出店申込先：大宜味村商工会 FAX:44-3343 (TEL:44-3442) info@bunagaya.jp

露店等の開設届出書

年 月 日			
消防長 殿			
届出者 住所			
（電話 ）			
氏 名			
印			
開設期間	自 令和 6 年 1 月 2 0 日 至 令和 6 年 1 月 2 1 日	営業時間	開始 10 時 00 分 終了 17 時 00 分
開設場所	旧大宜味小学校グラウンド		
催しの名称	第 3 1 回大宜味村産業まつり		
開設店数		消火器の設置本数	
現場責任者氏名	（ 電 話 ）		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

露店等の開設における遵守事項

露店等を開設する際には、次の事項を順守してください。

- 1 開設場所は、消防水利（消火栓、防火水槽等）の位置から5 m以内の場所には設置しないこと。
- 2 消防車の進入路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置しないこと。
- 3 火気等を使う露店等には、消火器を設置し、その他の露店等には、水バケツ等の消火準備を整え、取扱方法等を徹底する。
- 4 火災等の発生に備え、消火、通報、避難誘導等の担当者を決めておくこと。
- 5 LPガス、カセットこんろ、暖房器具等の火気器具を使用する場合は、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- 6 携帯発電機は、原則使用しないこと。やむを得ず、携帯発電機や危険物容器を使用する場合は、消火器を設置し、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- 7 玩具用煙火は、たばこ等の火で容易に着火しないよう、蓋のある不燃性の容器に入れるか、防炎処理した覆いをするように徹底すること。
- 8 露店を2日間以上にわたり開設する場合は、LPガスボンベ等の危険物は、露店終了後には持ち帰るとともに、放火防止のため整理整頓するよう徹底すること。
- 9 実施日時及び内容等届出事項を変更したときは、消防署に連絡すること。

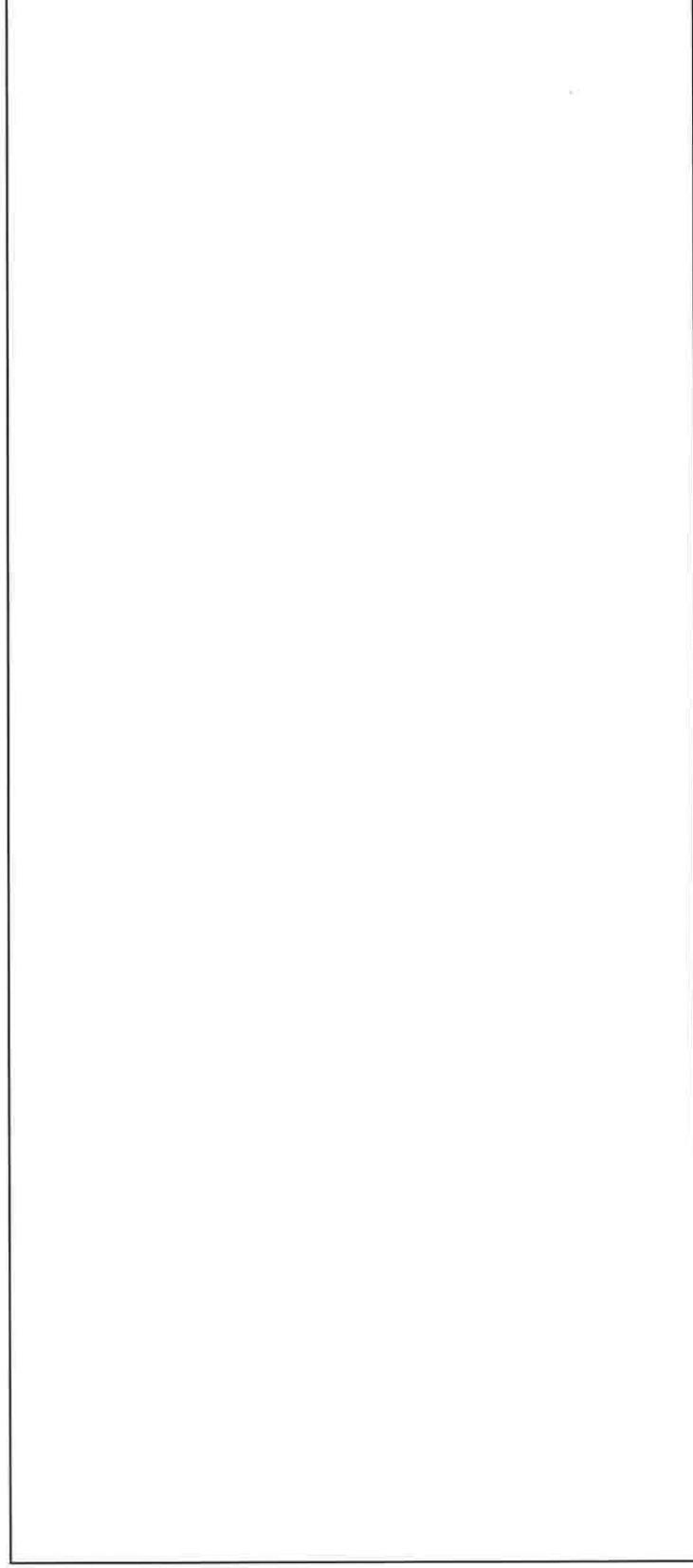
あなたのお店は大丈夫ですか？

安全のため、該当する項目を自主チェックしてください

自主点検票		確認欄
開設場所	開設場所については、消防水利（消火栓、防火水槽等）の位置から5 m以内の場所には設置していません。	
	消防車の進入路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置していません。	
自主防火管理 （消火準備）	消火器の正しい取扱方法を確認しています。	
	万が一に備え、119番通報、避難誘導等の担当者を決めています。	
火気器具等	火気器具等は安定した不燃性の床などの上で使用しています。	
	火気器具等の近くには、燃えやすい物を置いていません。	
	火気器具等の周囲は、常に整理、清掃に努めています。	
液化石油ガス	ボンベは転倒しないように鎖等で固定し、火気器具等から2メートル以上離れています。	
	ゴムホースは、ひび割れ等で劣化のないLPガス専用のものを使っています。	
	ゴムホースの接続部には、抜け防止用のホースバンドを使用しています。	
カセットコンロ	カセットコンロを使用する場合は、正しい取扱をしています。	
まき、炭等	まき、炭等を使用する際には、みだりにその場を離れず、残り火や取り灰などの後始末を確実にを行います。	
電気器具	たこ足配線はせず、許容電流を守っています。	
	水がかかるおそれのある電気器具は、防水性能を有しているものを使用しています。	
	電気配線には、照明器具等の荷重がかからないようにしています。	
携帯発電機	発電機の正しい使用・取扱方法を確実に理解しています。	
	途中で給油しなくても良いようにしています。	
危険物容器 （ガソリン等）	危険物容器は、消防法令に適合したものを使用し、取扱説明書に基づき、正しく使用します。	
	容器のキャップを開ける前には、必ず安全な場所で圧力調整弁から圧力抜きを確実にを行います。	
玩具用花火	たばこ等の火で着火しないよう、蓋のある不燃性の容器に入れるか、防災シートで覆って販売します。	
暖房器具	暖房器具は、燃えやすい物から十分に離して使用し使用中はその場を離れません。	
放火防止対策等	露店を2日間以上にわたり開設する場合は、LPガスボンベ等の危険物は、露店終了後には持ち帰り、露店には存置しません。	
	ゴミ等の可燃物を持ち帰り、整理整頓を確実に実施します。	

大宜味村産業まつりテナント内配置図

テナント名 (_____)



※テナント内の火気類、テーブルや手洗い場等の配置を記入すること。

※消火器の設置場所を必ず赤丸で記入すること。また、消火器の設置は火気類から対角して一番離れている場所に設置すること。

保険加入者リスト

テナント名 _____

No.	名前	生年月日
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		

テナント出店規約について

- 1、 出店資格は村内に住所を有し、村内を拠点として活動している団体及び事業所とする。但し、実行委員長が認める事業者は可能とする。
- 2、 出店料は1万5000円とする。(テント代込み) 出店料をテナント会議の際に納めること。
※1テナント(3.6m×3.6m)(3.6m×7.2m)から適切な大きさを選択。必要なテナントには給排水設備を設置します。
- 3、 商品の価格、品目は明確に表示すること。
- 4、 簡易営業許可証をテナントの見える箇所に表示すること。
- 5、 まつり出店時間中、責任者は常駐すること。
- 6、 名義貸しは禁止します。
- 7、 火気類を扱うテナント出店者は消防の指示に従い、設置等(消火器、ガスなど)を行うこと。
- 8、 営業最終時間は原則として午後5時00分までとします。
- 9、 事故やトラブルが発生した場合には係(商工会)までご連絡下さい。
- 10、 未成年者へのアルコール類の販売は絶対にしないこと。また、児童・生徒に販売もさせてはならない。
- 11、 缶ビールや缶酎ハイ(缶に入っている酒類)は期限付酒類小売免許を持っていない限り、開蓋するかコップ等に移して販売してください(簡易営業許可証取得者に限る)。
- 12、 商品の搬入については、20日(土)午前9時00分までには完了しておくこと。
- 13、 当日は会場内に駐車場を2台まで許可する。
(駐車許可書を配布しますので提示お願いします。)
- 14、 商品の管理については各テナントで責任をもつこと。
- 15、 極力節電、節水に努めることとし、生ゴミ等の垂れ流しはやってはならない。(排水溝のつまり、悪臭の原因となる。)
- 16、 店舗周辺は各自責任をもって清掃し、ゴミについては各自でお持ち帰り下さい。
- 17、 各自のテナント以外での商品の販売は禁止します。
- 18、 その他、出店に関することについては、実行委員会の指示に従うこと。
- 19、 前項の条件に違反していると認められたときは、出店をただちに取り消すものとする。尚、出店料については返還しない。
- 20、 食券の換金は翌々日から2週間以内に事務局(産業振興課内)で換金すること。それ以降については認めません。※印鑑をご持参ください。

21、各テナントにて対応可能な範囲で、感染症対策の取組をお願いします。

注意事項 ・食品等の実演販売を行う場合には保健所の簡易営業許可証が必要です。許可証のない方は早めに保健所に申請手続きを済ませて下さい。許可証のない方の出店は一切認めません。

- ・酒類についてはやんばる酒造の酒だけにすること。
- ・正当な理由がなく、テナント会議に出席のない場合は出店申し込みを取り消す場合があります。

※テナント会議日時：令和 5年12月12日（火）午後6時～

場所：大宜味村役場2階会議室